4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

［1～18　略］		
19	(1)　滋賀県大津市におの浜４丁目１番51号　(139.60) (2)　滋賀県栗東市荒張字浅柄野菖蒲谷1373―35　(200.60)	北緯35度00分09秒東経135度53分09秒の地点と北緯34度59分07秒東経135度59分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

4　［同左］

［1～18　同左］		
19	(1)　滋賀県大津市におの浜４丁目１番51号　(139.60) (2)　滋賀県栗東市荒張字浅柄野菖蒲谷1373―35　(200.60)	北緯35度00分09秒東経135度53分09秒の地点と北緯34度59分07秒東経135度59分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
20	削除	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十二　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～111　略］		
112	削除	
［113～121　略］		
122	削除	
［123～128　略］		
129	削除	
［130～184　略］		

改　正　前

1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～111　同左］		
112	(1)　茨城県筑西市乙472―１　(105.90) (2)　茨城県筑西市下江連字南原1284―１　(71.40)	北緯36度18分43秒東経139度58分22秒の地点と北緯36度19分18秒東経139度56分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［113～121　同左］		
122	(1)　茨城県常陸大宮市上町321　(118.40) (2)　茨城県那珂市中里1179―８　(122.50)	北緯36度32分55秒東経140度24分46秒の地点と北緯36度29分26秒東経140度26分17秒の地点を結ぶ直線及び北緯36度29分15秒東経140度26分22秒の地点と北緯36度29分02秒東経140度26分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［123～128　同左］		
129	(1)　茨城県水戸市宮町１―１―83　(81.40) (2)　茨城県水戸市東台２―11―16　(32.80)	北緯36度22分16秒東経140度28分25秒の地点と北緯36度22分10秒東経140度29分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［130～184　同左］		